

現場説明書

作業名 令和8年度 収穫調査委託（高田・世田米担当区）

作業場所 大船渡市日頃市町
赤坂西風山国有林 22 い 2 林小班外 30

三陸中部森林管理署

事業実行における説明事項

1. 調査数量等

調査箇所及び調査数量等については、別紙「収穫調査委託箇所の概要」による。

2. 支給材料及び貸与品について

調査に必要な材料については、当署において支給するので、仕様書等に基づき適正な管理に努めること。

なお、材料（貸与品）及び数量は別紙によるが、事情やむをえない場合のみ追加を認める。

3. 国有林地理情報システムの借受けについて

契約締結後は、申請により国有林地理情報システムの地図データ（シェープファイル）、衛星画像の借受けが可能です。

地図情報等の借受け後は責任を持って適正に管理すること。

4. 国有林野情報管理システムの使用について

収穫調査復命書情報の入出力は、受託者が保有するパソコンから行うが、入出力に当たり国有林野情報管理システム利用申請が必要なことから、利用申請書を提出すること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責任において用意すること。

5. 調査箇所の境界について

収穫調査箇所と隣接する小班等の境界に疑義が生じた場合は、すみやかに監督員の指示を仰ぐこと。

6. 林況調査について

収穫調査箇所は、林内を十分踏査して林分状況に即した標準地を設定し、必要に応じて適切に林相区画（除外地の設定）を行い、より精度の高い調査を行うこと。

7. 調査について

(1) 収穫量及び伐採率はあくまでも収穫調査の目安であり、保安林指定施業要件など法令等に定められた範囲内において、現実林分に即して調査すること。

(2) 分収造林及び分収育林以外の国造皆伐箇所や複層伐（帯）箇所については「管理経営の指針」に基づき、伐区の設定を行わなければならないことに留

意すること。伐区の設定に当たっては、林内を十分踏査して、必要に応じて適切に林相区画（広葉樹化箇所や溪畔林の除外地設定等）を行ったうえで、周辺林分の状況、搬出条件等を勘案し、「管理経営の指針」に基づく伐区および保残帯を設定すること。

- (3) 標準地調査法（標準地簡素化又は標準地襲用の箇所）は、林内を十分踏査して林分状況に即した標準地を設定し、必要に応じて適切に林相区画や除外地の設定を行い、より精度の高い調査を行うこと。
- (4) 間伐調査は、間伐設計の結果算出された目標間伐率を目安に実施することとなるが、現地の林相状況等を考慮しつつ間伐の効果が十分得られるような調査とし、間伐木の選木にあたっては、間伐要領の選木基準表に基づいて選木すること。
- (5) 標準地調査法は標準地内の全木調査を行うこと。
なお、間伐調査箇所の実測は標準地外周のみであることに注意すること。
- (6) 間伐設計は原則として間伐調査発注箇所の全てで行うこと。（襲用先は除く）
- (7) 標準地調査法（襲用）を行う場合は、襲用元か襲用先かについて契約内容を十分確認し、調査を実施すること。
調査箇所、襲用元又は襲用先を変更する場合は、事前に監督職員への協議が必要であることに留意すること。
- (8) 収穫調査規程運用 8 の 7 の規定に基づき、除外地の目印については、赤テープを用いて標示を行うこと。
- (9) 間伐設計のみを行う場合の調査地は、実測、区域標示及び伐開は不要である。
- (10) 標準地調査法（簡素化）発注箇所は、標準地調査法の標準地と間伐設計の標準地を兼ねることができる。
- (11) 目測で明らかに実行不可と判断できる箇所は、現地の写真等をもって調査を取り止めることの根拠とすることができる。
- (12) 調査を取り止めることとした箇所は、区域標示を行わないこと。
- (13) 調査内容の変更等協議すべき事項が発生した場合は、所定の様式により書面で協議を行う必要があること。特に、調査を取り止める場合や除外地を設定する場合は、協議が必要であることに留意すること。

(14) 調査箇所の小班界が不明瞭であると認められる場合は、収穫調査規程第 11 条の規定に基づき実測しなければならないことに注意すること。

8. 復命書の作成について

(1) 搬出計画図は監督職員等に相談するなどして作成すること。

搬出計画図作成の要否については、別紙「収穫調査委託箇所の概要」の記載を確認すること。

(2) 調査結果について、ヘクタールあたりの蓄積等に不自然な点がないかチェックすること。

(3) 復命書番号は可能な限り連番とすること。

(4) 標準地調査法は、面積比例で行うこと。また、同一林小班に複数の樹種が存在する場合や同一樹種について標準地を複数設定した場合について、収穫調査復命書情報入力方法や材積の算出方法等については、甲の指示に従うこと。

(5) 復命書の提出先は現場監督職員とし、復命書の提出期日は別紙「収穫調査委託箇所の概要」の「その他」に復命書提出期日を定めていない箇所全て令和 8 年 11 月 30 日(月)とする。

収穫調査委託箇所の概要

番号	林名区分	国有林名等	林小班	施業群	人天別	林齢	代表樹種	林地傾斜	下層植生	伐採方法	伐採率(%)	調査方法	調査区域面積(ha)	伐採帯面積(ha)	立木調査面積(ha)	調査材積(m ³)	区域標示距離(km)	通勤距離(km)	歩行時間(分)	押印の要否	搬出関係調査の要否	更新関係調査の要否	蓄積把握の要否	積作の要否	実測作業の要否	コンパス実測距離(km)	GNSS又はコンパス計測距離(km)	品質区分(地上型3Dレーザ計測)	調査区分(地上型3Dレーザ計測)	法令関係	その他	標準地設定箇所数	林道通行状況	立製別
1	国有林	赤坂西風山	22い2		人工林	47	スギ	急	中	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	2.07		0.05	154	1.27	15	6	否	否	否	否	要	0.09			県特3		1		製品資材		
2	国有林	赤坂西風山	22ろ2		人工林	45	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	1.80			206	0.68	15	31	否	否	否	否	否				県特3	22い2を襲用			製品資材		
3	国有林	赤坂西風山	22ろ3		人工林	46	カラマツ	急	中	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	2.15		0.05	115	0.79	15	20	否	否	否	否	要	0.09			県特3		1		製品資材		
4	国有林	赤坂西風山	22ろ4	天然更新型複層林誘導	人工林	90	スギ	急	疎	定間(簡標)	30	標準地(襲用)	2.50			250	0.75	15	26	否	否	否	否	否				水涵保、県特3	22ろ1を襲用			製品資材		
5	国有林	赤坂西風山	22ろ8		人工林	49	ヒノキ	急	中	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	1.56		0.05	29	0.81	15	32	否	否	否	否	要	0.09			県特3		1		製品資材		
6	国有林	赤坂西風山	22ろ9		人工林	49	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	3.09			273	1.16	15	39	否	否	否	否	否				県特3	22い2を襲用			製品資材		
7	国有林	赤坂西風山	22ろ10		人工林	47	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	1.65			398	0.96	15	36	否	否	否	否	否				県特3	22い2を襲用			製品資材		
8	国有林	赤坂西風山	22ろ11		人工林	45	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	2.17			69	0.99	15	17	否	否	否	否	否				県特3	22い2を襲用			製品資材		
9	国有林	赤坂西風山	22へ1	天然更新型複層林誘導	人工林	67	スギ	中	疎	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	9.63		0.20	758	2.63	15	39	否	否	否	否	要	0.36			水涵保、県特3		4		製品資材		
10	国有林	赤坂西風山	22ぬ1	天然更新型複層林誘導	人工林	70	スギ	中	疎	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	8.31			692	1.85	15	49	否	否	否	否	否				水涵保、県特3	22へ1を襲用			製品資材		
11	国有林	赤坂西風山	22る1		人工林	90	スギ	急	疎	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	0.35		0.05	94	0.35	15	17	否	否	否	否	要	0.09			県特3		1		製品資材		
12	国有林	赤坂西風山	22る3		人工林	69	スギ	中	疎	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	0.80		0.05	92	0.67	15	3	否	否	否	否	要	0.09			県特3		1		製品資材		
13	国有林	赤坂西風山	22る4	天然更新型複層林誘導	人工林	83	スギ	中	疎	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	2.67		0.10	92	1.46	15	29	否	否	否	否	要	0.18			水涵保、県特3		2		製品資材		
14	国有林	赤坂西風山	22る5	天然更新型複層林誘導	人工林	86	スギ	中	疎	定間(簡標)	30	標準地(襲用)	0.48			15	0.41	15	20	否	否	否	否	否				水涵保、県特3	22る7を襲用			製品資材		
15	国有林	赤坂西風山	22る6	天然更新型複層林誘導	人工林	86	スギ	中	疎	定間(簡標)	30	標準地(襲用)	1.45			158	1.32	15	8	否	否	否	否	否				水涵保、県特3	22る7を襲用			製品資材		
16	国有林	赤坂西風山	22る7	天然更新型複層林誘導	人工林	88	スギ	中	疎	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	0.35		0.05	18	0.59	15	4	否	否	否	否	要	0.09			水涵保、県特3		1		製品資材		
17	国有林	赤坂西風山	22わ11	天然更新型複層林誘導	人工林	52	ヒノキ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	5.71			138	1.16	15	23	否	否	否	否	否				水涵保、県特3	22ろ8を襲用			製品資材		
18	国有林	赤坂西風山	22わ12	天然更新型複層林誘導	人工林	54	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	1.08		0.05	156	0.83	15	14	否	否	否	否	要	0.09			水涵保、県特3		1		製品資材		
19	国有林	赤坂西風山	22か5		人工林	98	スギ	緩	疎	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	0.37		0.05	79	0.47	15	3	否	否	否	否	要	0.09			県特3		1		製品資材		
20	国有林	小松峠	25い2	スギ・カラマツ等	人工林	30	スギ	中	密	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	1.01		0.05	61	1.11	33	14	否	否	否	否	要	0.09			水涵保		1		製品資材		
21	国有林	小松峠	25い3	スギ・カラマツ長伐期	人工林	57	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	1.80		0.05	159	0.78	33	22	否	否	否	否	要	0.09			水涵保		1		製品資材		
22	国有林	小松峠	25い11	スギ・カラマツ長伐期	人工林	88	スギ	急	疎	定間(簡標)	30	標準地(簡標)	2.82		0.10	282	1.22	33	5	否	否	否	否	要	0.18			水涵保		2		製品資材		
23	国有林	小松峠	25い12	スギ・カラマツ長伐期	人工林	60	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	2.95			225	1.21	33	12	否	否	否	否	否				水涵保	25い3を襲用			製品資材		
24	国有林	小松峠	25い13	天然更新型複層林誘導	人工林	70	アカマツ	急	疎	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	8.37		0.20	494	1.74	33	18	否	否	否	否	要	0.36			水涵保		4		製品資材		
25	国有林	小松峠	25い23	天然更新型複層林誘導	人工林	59	アカマツ	急	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	3.29			157	1.23	33	9	否	否	否	否	否				水涵保	アカマツ:25い3を襲用			製品資材		
26	国有林	小松峠	25い24	スギ・カラマツ長伐期	人工林	58	スギ	急	中	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	1.58			126	0.84	33	18	否	否	否	否	否				水涵保	25い3を襲用			製品資材		
27	国有林	小股	30ろ21	アカマツ	人工林	52	アカマツ	中	中	皆伐	100	標準地(簡標)	1.84		0.05	345	1.56	39	3	否	否	否	否	要	1.56			水涵保		1		製品資材		
28	国有林	小股	30へ13	アカマツ	人工林	48	アカマツ	中	中	皆伐	100	標準地(簡標)	1.20		0.05	82	0.69	32	20	否	否	否	否	要	0.69			水涵保		1	遠端林道	製品資材		
29	分収造林	坂下山	53ち	設定外(分収林等)	人工林	46	スギ	中	中	皆伐	100	標準地(簡標)	1.58		0.10	395	0.98	29	8	要	要	要	否	要	0.98				復命書期限：令和8年8月31日 (官：民=3：7)	2			立木販売	
30	分収造林	高畑	58ろ2	設定外(分収林等)	人工林	49	スギ	急	中	皆伐	100	標準地(簡標)	4.07		0.25	2,600	1.52	13	18	要	要	要	否	要	1.52				(官：民=3：7)	5			立木販売	
31	分収造林	子飼沢	73ろ5	設定外(分収林等)	人工林	49	スギ	中	中	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	3.30		0.20	375	1.40	39	15	否	要	否	否	要	0.36				(官：民=3：7)	4	小牧沢林道		立木販売	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82.00	0.00	1.75	9,087	33.43	-	-	-	-	-	-	-	7.09	0.00	-	-	-	-	-	-	-	

2. 支給材料及び貸与品について

支給材料名および数量

品名	数量	単位
収測番号札（黄）	2,100	枚
収測番号札（白）	140	枚
収穫調査復命書袋	31	袋